

# 論文

## エドウィン・チャドウィックと困窮および衛生問題

——政策分析における知識戦略の転換を中心に——

重 森 臣 広

はじめに

I. 挫折と「神話」

II. 再生と奈落——救貧院をめぐる対立点

III. 困窮予防と公衆衛生

IV. 国力と公衆衛生

むすびにかえて

### はじめに

政策分析は、知識による社会過程への介入であり、政策過程は知識を行動化する一連のプロセスとみることができる。しかし、問題解決のための知識は自ずから社会過程に受容されるわけではないし、知識が行動指針へと彫琢されるプロセスはきわめて複雑である。知識は、いかに堅固な科学的合理性に裏付けられたものであっても、挫折を余儀なくされることがしばしばある。統治の科学化、科学的知識の統治資源化は、ときに社会の抵抗に阻まれ、紆余曲折せざるを得ない。政策分析を基礎づける知識は、影響力と利益が交錯しあう政策過程を生き抜く戦略的なツールであらざるを得ない。知識は是認され、受容され、問題解決の指針として具体化され、さらには行動の動機を形成するにいたるまで人々の胸中に深く浸透しなければならない。

小論は、19世紀前半期のイギリスにおいて、救貧法改訂のプロセスに深く関与し、公衆衛生改革の草分け的存在として知られるエドウィン・チャドウィック（1800-1890）の足跡に焦点を据え、政策過程と知識の交錯のありようを素描する試みである<sup>1)</sup>。救貧法改訂と公衆衛生の二つの政策領域において、チャドウィックはどのような知識戦略をたてたのか。総じていえばチャドウィックの知識戦略は必ずしも成功したとはいえない。ならば、その失敗の要因は何であり、そこから何を歴史的教訓としてくみとることができるのか。まず手始めに、チャドウィックの足跡とそれにまつわる「神話」について若干の整理をしておきたい。

## I. 挫折と「神話」

よく知られているように、エドウィン・チャドウィックは、王立救貧法問題調査会のメンバーであり、その答申を執筆し、1834年の新救貧法（4 and 5 Will.IV c.76）の執行にも携わった。困窮者救助の方法を施設（救貧院）収容へと一本化し、院外救済（在宅救助）を全廃するとともに、劣等处遇原則を中心に救助制度の利用にたいして過酷な抑止政策を打ち出したこの政策の根幹部分の形成に深く関与した<sup>2)</sup>。チャドウィックが歴史にその名を残すこととなった、いまひとつの大きな業績は、貴族院に提出された『大英帝国における労働人口集団の衛生状態に関する報告』（以下『衛生報告』と略記）であるが<sup>3)</sup>、彼が示した関心は、児童教育、伝染病予防、下水システムや霊園整備を中心とした都市計画、公務員任用制度改革など実に幅広い。その足跡を辿ってみれば、行政的に解決可能な社会問題のほぼすべてが網羅されるといっても過言ではない。

彼が行政官としてのキャリアをもつきっかけになったのは、1832年設置の王立救貧法問題調査会への補佐委員としての抜擢である（翌年、正委員に昇格している）。調査会で彼が果たした役割はきわめて大きかった。調査会「答申」の少なくとも半分は彼が執筆したものであり、新救貧法が成立して以後は、彼は新法執行機関に任用されることになる。こうした経歴をみれば、まさに順風満帆であり、社会的に有力な階級の出自をもたないチャドウィックのサクセス・ストーリーが想像されうるが、事實はもっと複雑であったし、チャドウィックの足跡と業績はなお論争的である。

まず、王立調査会答申を受けて起草された新救貧法案そのものが一つの挫折であった。彼はそれまでの地方分権的な救貧行政に代えて、救貧行政そのものの集権化を目論んでいた。中央救貧法委員会を頂点に、複数教区からなる広域的救貧行政区（教区連合）を策定し、それぞれに中央委員会の指導・統制下にある地方救貧法委員会をおく。救貧院の建設から、そこで提供される給食の献立にいたるまで、地方委員会は中央委員会の指揮下におかれるはずだった<sup>4)</sup>。また、すでに述べたように、答申は救助プログラムを救貧院内で行なわれる施設内救助に一本化し、在宅のまま行なわれる院外救助の全廃を提唱していた。ところが、法案の段階では救貧院建設に関する中央委員会の職務遂行命令権が換骨奪胎され、院外救済についても地方委員会の裁量的余白が残される内容となった。

彼の挫折は新救貧法の執行機関においても続く。新救貧法の制定に大きな貢献をなしたチャドウィックであったが、彼はついに中央委員会の正委員に任用されることなく事務局員の職位に甘んじた。正委員は政治的有力者のパトロネジにより、伝統的エリート間の人的コネクションの圏内で配分され、チャドウィックが入り込む余地はまったくなかった。それだけではない。あくまでも集権的な救貧行政を貫徹しようとしたチャドウィックは、地方政府の激しい抵抗に遭遇し、実務的な面でも中央委員会での影響力を失っていった<sup>5)</sup>。

公営霊園の構想、公衆衛生報告はむしろ救貧法委員会における地位の相対的低下の産物だったといえる。次第に救貧行政実務から疎外されるようになった彼は、別の社会問題に活路を見

いださざるをえなかった。ところが、これらの分野でもチャドウィックは挫折する。彼の構想は地方エリート、既得権益の壁に阻まれてついに実現することはなかった。後にみるように、下水処理システムを中心とする衛生都市の建設構想が政府の施策としては実施不可能だと悟った彼は、これを民間企業の事業として遂行しようとしたほどである。

しかし、チャドウィックの「神話」を生み出したのは、こうした不幸な足跡のゆえでもある。新救貧法の執行段階で、調査会答申と新法の精神は挫折を余儀なくされた。挫折は、ある意味でチャドウィックの登場が早すぎたことを意味する。チャドウィックならびにベンサム主義は明らかに、体系的な中央地方関係によって組織化された近代的行政組織の誕生を予言していたのである。ウェップ夫妻の救貧法史研究、ファイナーのチャドウィック研究をはじめとするフェビアン史観が共有するこの図式に照らしてみると、チャドウィックは時代遅れの地方名望家支配に果敢に挑み、そして敗れた悲劇の英雄である。チャドウィックは敗北した。しかし、その近代的、科学的行政思想はゆっくりと世紀転換期までの時代の推移の中で実現されていったというストーリーである<sup>6)</sup>。

チャドウィックをある種の予言者とみるこうした「神話」——「政府の成長」神話——は、様々な角度から掘り崩された。マクドナーが提起した行政発展モデルは、「政府の成長」が事実であるにせよ、ベンサム主義の理念やその体现者であるチャドウィックは、事実として進化した「政府の成長」にとってさして大きなファクターではなかったとする。行政の発展、あるいは「政府の成長」は何か特定の理念にそって描かれた青写真をなぞったものではなく、社会的な事件や事故、そしてそれに巻き込まれた犠牲者たちにたいする人道的な共感、さらにはこの共感を受け止めてなされた立法改革、現場の専門行政官の経験的な努力の積み重ねなどがおりなすインクルメンタルな過程の産物に他ならない。監察官をはじめとする現場の専門行政官の具体的な行動の積み重ねが、やがて行政システムの変容を生み出したのであって、ベンサム主義の理念とはほとんど何の関係もなかったとされる<sup>7)</sup>。

救貧法史研究者のブランデーによる最新のチャドウィック研究もまた、チャドウィックの挫折を革新的行政理念の早すぎた登場といった視角から解釈する見解を徹底的に粉碎した。たしかに、チャドウィックは合意形成過程に無頓着で強引なところがあった。ブランデーのチャドウィック評価は、インクルメンタルな改革しか容易には許容しない政策過程の複雑さを理解できなかったがゆえの失敗と挫折を徹底的に突いたものである。行政革新に邁進する中央政府に対峙する守旧派の地方政府という図式は完全に逆転し、地方はデモクラシーの拠点として描かれる。チャドウィックは、分権的デモクラシーの伝統を破壊し、集権システムを導入しようとする「プロシアの専制主義者」である。地方の反発を招いただけでなく、彼は中央の政治エリートからも孤立し、過剰な上昇願望を満足させることに汲々とする厄介者以外の何ものでもない。ブランデーが描くチャドウィック像は妥協と調整の積み重ねからなる政治過程の本質をついに捉えられなかった哀れな成り上がり者のようである。

チャドウィックやベンサム主義の意義をめぐるこれら修正主義的解釈の試みにたいする評価はひとまずおいたとしても、なお問題が残る。チャドウィックが19世紀前半期の行政過程に登

場した事実が消えるわけではないし、彼の挫折も事実であるが、それでは、なぜ彼は王立調査会に抜擢されたのだろうか。チャドウィックを経由してこの時期の行政にベンサム主義が浸透したなどという理解はもはや成立しえないとしても、チャドウィックと王立調査会委員、そして委員を任命した政府の間に、問題解決のいわば語法が何らかの程度において共有されていなかったならば、補佐委員に任用され、翌年には正委員に昇格したことの説明がつかない。チャドウィックはこうした語法をどこまで共有し、どこで彼らと袂をわかったのか。

## Ⅱ. 再生と奈落——救貧院をめぐる対立点

王立調査会答申の後半部分「解決策について」の部分は、チャドウィックが執筆したとされている。答申をみるかぎり、チャドウィックの提案は、当時の新しいリベラル政治経済学の結論と矛盾するわけではない。しかし、1834年法の執行過程までを含めて整理しなおすと、チャドウィックの力点のおきどころが、階層秩序とリベラル政治経済学の折衷をはかった当時の保守派の見解と微妙に異なっていたことがわかる<sup>8)</sup>。

チャドウィックが解決策を構想し、新法執行官となって以後も強くこだわっていた事柄の一つに、救貧院の建築と運営の原則がある。救貧院が抑止効果をもつこと、そして労働の道徳的責務を遂行しない怠惰な困窮者にたいする一種の懲罰施設であることは、チャドウィックにとっても自明の前提であった。しかし、彼にとって救貧院の機能はけっしてそれに留まるものではなかった。

チャドウィックによると救貧院は分離収容が原則である。被収容者に配偶者や子供がいる場合、これらを分離する必要がある。性別、年齢、健康状態、過去の経歴などに応じて、可能ならばそれぞれを別施設へ収容し、食事や施設内の作業、生活規律等に関して、各カテゴリーごとに相応しい処遇が行なわなければならない。この考え方が、ベンサムの「勤労院」から着想を得たことは十分に推測できる。ベンサムはこの種の分離型施設の運営を、大規模独占営利企業である「全国慈善会社」によって行なう構想を打ち出したが、チャドウィックはこれを救貧行政として実施しようとしたわけである<sup>9)</sup>。

なぜチャドウィックは分離にこだわったのだろうか。その理由の一つは、「感染予防」である。病気等の文字通りの「感染予防」だけでなく、子供、高齢者、病人など罪のない収容者にたいして、放浪者や半ば犯罪者に近い怠惰で道徳的に罪深い者の悪習慣の「感染予防」が必要だと考えられた。旧来の救貧院は雑居であったから、そうした悪習慣が幼い子供に感染する可能性は十分あった。

もしも、チャドウィックがベンサムの「勤労院」を念頭においていたとするならば、分離収容にこだわった理由がもう一つみえてくる。ベンサムの「勤労院」は、独立労働生活へ復帰するためのリハビリ施設といった性格をもっていた。勤労の習慣を回復し、再度、ノーマルな生活（独立労働生活）を営む者の社会へ復帰するための準備施設である。それは治療、療養、養育、教育、訓練などの便益が供与される施設でもある。過酷な処遇条件を課すことを知りなが

ら自らの意志で救貧院の入所申請をした成人が再度、通常の社会へ復帰する可能性をチャドウィックがどうみていたのかは必ずしも明らかではない。しかし、少なくとも、こうした成人集団とともに収容される子供に関してはある程度、明快な見通しをもっていた。彼らにたいする収容措置は、彼ら自身の意志もしくは失敗が原因ではない。年齢別の分離収容が強調された理由はそこにある。これらの子供たちにたいしては、将来的に独立生活を営むための条件が与えられなければならない。彼らは適正に養育され、教育されなければならない。子供たちにとって救貧院での収容生活期間は、独立生活へ向けた準備期間でなければならないのである。

こうしたチャドウィックの救貧行政観が、当時の常識とズレをみせはじめるのは、改訂救貧法の執行段階に入ってからのことである。すでに述べたように、答申をもとに法案が起草される段階で、二つの重要な原則が換骨奪胎されていた。中央救貧法委員会の地方救貧法委員会にたいする職務命令権限はついに認められなかった。中央集権的な縦割り行政の構想は、この段階で挫折がみえはじめていた。加えて、在宅救助（院外救助）の全廃に関しても、地方救貧法委員会に裁量的余白を残すという曖昧な規定が挿入されることになった。1834年の改訂救貧法（新救貧法）は、答申にとってもっとも重要な二つの原則を曖昧にしたままスタートすることになったのである。新救貧法執行官としてチャドウィックが遭遇した数々の困難は法案の中にすでに織り込まれていたといえるだろう。

中央救貧法委員会は、教区連合による救貧院の建設と運営を十分にコントロールできなかったため、分離収容の原則を十分に充足できる施設はほとんどなかったのが実情である。加えて、分離収容の原則は、すこぶる評判が悪かった。債務犯が家族とともに監獄に収容されることが許容されていた時代である。それなのに、新救貧院のシステムは、犯罪者でもない困窮者が家族とともに生活する自由を剥奪してよいものだろうか。乳幼児が両親（とりわけ母親）から引き離されて収容されるような制度は、はたして人道的といえるだろうか。分離収容の原則は、あまりにも冷酷だと受け止められた。

院外救助の全廃についても、同様の反発があった。やむを得ない事情で過酷な救貧院への入所申請を行なう困窮者は、必ずしも怠惰で罪深い集団ではなかった。貧民のうちの最悪の部分は過酷な救貧院への収容を回避して放浪者、浮浪者となることを選択した。必ずしも怠惰とはいえない不幸で不運な層が少なからず救貧院の門をくぐったのである。そうした集団が過酷な処遇を甘受し、罪深い集団が浮浪の自由を享受するというのは道理にあわないのではないか。そうした状況の下で在宅救助を全廃することは、はたして人道主義に適っているだろうか。

しかし、新救貧法とりわけ新救貧院にたいする反感は、ひとり人道主義によるものだけではなかったことに留意すべきである。新救貧法制にたいする地方の反発は、地方有力者のパターナリズムの巻き返しといった側面をもっていたからである。

新救貧法は、施行後一年で綻びをみせはじめる。中央委員会の正委員たちは、答申の原則を厳格に執行する意志をもっていなかった。委員の一人、ルフィーバーは教区にたいして域内の救助対象者を労働力として農場経営者に賃貸しすることを許可した。これは院外救助の全廃原則に真っ向から反する決定であった。ルフィーバーは、新法の規定がどうであれ、院外救助の

全廃が非実際的であると確信していたのである<sup>10)</sup>。

さらに1837年になると、1834年答申の原則はさらに崩れていく。この年、中央救貧法委員会の第二年度報告が刊行されたが、その中では「必要に応じて過酷な原則を柔軟に運用すること」が新救貧法制の成功の鍵であることが宣言された。チャドウィックは、家族については全員かつ分離収容が原則だとしていたが、両親にたいしては院外救済を認め、その子供だけを救貧院に収容させるといったことが許容されるようになっていた<sup>11)</sup>。

厳格な1834年の精神を弛緩させる圧力はどこから生まれてきたのだろうか。新救貧法はそれなりに効果を発揮しつつあった。1837年7月段階で、全教区のうち改革に未着手だったのはわずかに1300教区だけであった。また、少なくとも見かけ上は、救貧税負担も減少傾向を示していた<sup>12)</sup>。地方の支配層が脅威を感じていたのは、公的扶助が「権利」であるとする急進主義の主張である。新救貧法は、この考え方を見事に切り崩したといえる。しかし、ひとたび「権利」として要求されることがなくなった公的救助は、パターンリズムの維持にとっては重要なリソースでもある。労働能力を有する貧民の多くが勤勉と自活の意志をもつようになったのであれば、保護主義的な温情による慈善救済は美德実践の証しでもある。

こうして、一部の地方救貧法委員会は状況に応じた院外救済の復活を中央委員会に求め、救貧院への審査項目に「性格」の追加を要求するようになったのである<sup>13)</sup>。審査項目としての「性格」の追加は大きな意味をもつ。地方有力者にとって、救済が慈善であることさえ理解されていれば、裁量的な院外救済に反対する理由は何もない。「従順で控えめな貧者」を「貧者の監獄」へ送り込む理由もない。「性格」の審査項目化の企ては、反抗的な貧民だけをターゲットにした新法の厳格適用、すなわち選択的で裁量的な地方執行権の要求でもあった。

地方のパターナリストにとって救貧院は、反抗的な貧民用の監獄でしかなかった。アンドヴァーの悲劇は、そうしたパターンリズムの下では起るべくして起った事件である<sup>14)</sup>。パターナリストにとって重要だったのは、誰を「塙の中」へ送り込むのかであって、「塙の中」がどのような状態であるかは、さして大きな関心事ではなかったといえる。救貧院は送られるべくして送られる集団の奈落でしかなかったからである。

ここがチャドウィックの構想ともっとも大きくズレている部分である。彼には「塙の中」への配慮があった。ベンサム「勤労院」が下敷きにあったとすれば、チャドウィックが救貧院を一種の再生工場として位置づけていたと考えることはそれほど不当ではない。すでにみた困窮者のカテゴリー別分離収容の原則の狙いはそこにあった。1839年12月2日付でチャドウィックがラウンズダウン卿に宛てた書簡に次のようなくだりがある。

…地方委員会の中に、単に字を読めるようにする教育にすら、積極果敢に敵対する者がどれだけいるのかわかりません。農場経営者たちがいうには、自分たちが受けた以上の教育を[救貧院内で]子供たちに施すのは、やりすぎだろうということです。彼らは教育の必要性を認めていません。少し前のことですが、私がロンドン西部の連合区にたいして、子供たちの地理の勉強のために世界地図をそなえてはどうかと提案したところ、地方委員の大半がこれに反対しまし

た。前のロンドン市長のご息が言われるには、自分の父親は地理の知識などまるでなかったけれども市長になれたそうです。ですから、地理の勉強など必要ない、そう言われました。…<sup>15)</sup>

労働の道徳的責務の放棄と依存生活（pauperism）への転落、そして「よく秩序づけられた救貧院」への収容は、チャドウィックにとって、神の摂理が罪深い者に配分する懲罰といったものではなかった。パターナリストは労働階級の運動と要求を「傲慢」や「高慢」と捉え、これに懲罰を配分する制度を構想した。しかし、チャドウィックにとって、労働階級の要求は彼らが「資本と労働の関係を正しく理解しない」こと、つまりは無知に起因する<sup>16)</sup>。そうであればこそ、依存生活者の勤労市民への転形の見通しが生まれてくる。とりわけ、自らの意志と失敗によって救貧院に収容されたのではない児童については、彼らを将来の勤労市民としていかに養育し、教育するかが新救貧法制の成否の鍵として理解されたのである。

すでに1835年の段階で、委員会への出席を部分的に拒否されるなど、チャドウィックは中央委員会での職務権限を制約されるようになっていた<sup>17)</sup>。1838年に、彼は中央委員会の正委員への昇格を求めて画策したがこれに失敗した。1839年に正委員に空席ができ、チャドウィックは再度昇格を求めたが、これも最終的に失敗した<sup>18)</sup>。1841年になると、ホイッグ政権そのものが評判の悪い救貧法制の改訂を考えるようになる<sup>19)</sup>。この頃までにチャドウィックは救貧法関連の職務から完全に排除されるようになっていた<sup>20)</sup>。依存生活者とその子弟を勤労市民として再生、教育するといった一種の循環型救貧行政は、ついに実施される機会を与えられることなく挫折を余儀なくされたのである。

### Ⅲ．困窮予防と公衆衛生

救貧法制の執行過程から疎外されることを余儀なくされたチャドウィックは、別の視点から依存生活（pauperism）の問題に接近するようになっていった。すなわち、困窮者への転落の原因を究明する視点である。もっとも、この視点は王立調査会に任用される以前からのものである。1828年に『ウェストミンスター・レビュー』に掲載された「保険論（Of the Measure of Insurance）」には、彼の人口統計への関心をみてとることができる<sup>21)</sup>。寿命と健康状態は生活状態に左右される。フランスの社会衛生学者ヴィレルメの指摘——「富すなわち快適な生活をもたらす手段の大小は死亡率の大小とみなしうる」——をもとに、彼は労働階級の生活状態に関する調査を行なった。チャドウィックによると、この種の調査は「科学にたいする貴重な貢献であって、短命を余儀なくさせる環境を除去し、できるかぎりの長寿を可能にする環境を促進する公共的施策を方向づけることになる」はずである<sup>22)</sup>。

これに先立って、チャドウィックは1824年に若い外科医アーノット、サウスウッド＝スミスと知り合っている。スミスがチフスの疫学調査を行ない、これを『熱病に関する考察（A Treatise of Fever）』として刊行したのは1830年のことである。同じ年にチャドウィックも「フランスにおける医療奉仕（Medical Charities in France）」を『ロンドン・レビュー』に発表

している。労働運動や諸種の院外救済が、困窮者を依存生活転落させるとする「政治経済学」の視角をチャドウィックが共有していたことはたしかである。しかし、彼にはもう一つの視点、すなわち社会医学（Social Medicine）の視点があったことに留意すべきである。

この視点は救貧法執行官として職務を遂行していたときにも放棄されることはなかった。1836年に「登記法案（Registration Bill）」が提案された。彼はそのさいに法案にたいしていくつかの改善を求めている<sup>23)</sup>。出生、結婚、死亡の登録を法制化しようとするこの法案にたいして、チャドウィックは二つの重要な修正をかちとった。一つは、登記局の管轄区域を救貧法連合区と合致させること、いま一つは死亡者数だけではなく死亡原因をあわせて記録することである。さらに1837年には、全連合区にたいして病気療養中の困窮者数の調査の実施を求めている。このとき、チャドウィックの念頭にあったのは、医学統計局の設置構想だった。

救貧法執行官でありながら、公衆衛生と関連統計への関心を募らせていったことには、それなりの理由がある。1837年から翌年にかけて、ロンドンはインフルエンザと腸チフスの流行に襲われた。救貧行政もこの伝染病の流行と無関係ではいられなかった。ロンドン東部のいくつかの連合区では、事態に対処するために救貧財源からの支出を余儀なくされたが、こうした目的外の支出は違法である。問題は中央委員会に持ち込まれ、そのさいにチャドウィックは次のような見解を示している。

一般にあらゆる伝染病、流行病は、救貧税にたいして直接的かつ過剰な負担を強いる傾向があります。労働者は伝染病によって突然に困窮状態に転落させられ、このような者にたいしては直接的な救済が必要になるからです。仮に伝染病によって死亡したとします。すると、その妻と子供は教区に養われる困窮者の境遇に陥るわけです。このようにして発生する財政的負担はとてつもなく大きく、救貧法執行者としては、物理的な原因がわかっている、他に打つ手がみあたらないような場合には、予防に専心するほうがはるかに経済的です。伝染病の原因が腐敗した廃棄物であるような場合、これまでしばしば行なわれてきたことは、教区の官吏が廃棄物を捨てた者を告発し、除去費用を救貧税からまかなうといったようなことです。過去二年間、公衆は幾度となく伝染病に脅かされてきました。現在でも、腸チフスが首都中心部で異例の流行のきざしをみせています。そして、病気による困窮者の救済申請が最近ではとみに増えているのです<sup>24)</sup>。

救貧行政のクライアントは困窮状態へ転落した者である。しかし、ここでチャドウィックが問題にしているのは、困窮者への転落プロセスを遮断する方途である。ここでの彼の関心は困窮者の処遇ではなく困窮予防に向けられている。チャドウィックは、旧知の外科医たちの協力を得て医学調査を実施した。1838年の中央救貧法委員会、第四年次報告の補遺として調査結果が公表され、翌年の第五年次報告にもサウスウッド＝スミスの論文にたいする補遺が掲載された<sup>25)</sup>。

1839年、チャドウィックはブロムフィールド主教に衛生調査の実施に関して援助を求めている。主教は同年八月、貴族院に調査実施の提案を行なった。それから二日後に、ラッセル卿は中央救貧法委員会にたいして本格的な調査の実施を命じた。1842年の『衛生報告』はこの調査をもとに生み出されたものである<sup>26)</sup>。

なぜチャドウィックは困窮予防策に関心を寄せたのだろうか。もっとも新しいチャドウィック伝を書いたブランデーのように、公衆衛生問題は救貧行政官として不遇であった彼の上昇願望を満たしてくれる格好の材料であったと解釈することもできなくはない。また、多くの研究が主張するように、公衆衛生問題への関心の移行は、チャドウィックが1834年の王立調査会答申でみせた狭隘な「政治経済学」の枠組から抜けだして、環境改善による広い意味での福祉の向上へと目を向けたことを象徴するものとみることも可能である。劣等処遇原則による困窮者の懲罰から社会立法的視点への移行であるともされる。しかし、それだけではない。『衛生報告』についてさらにみてみよう。

#### Ⅳ. 国力と公衆衛生

『衛生報告』には、それとは別の興味深い視点をみることができる。困窮、依存生活 (pauperism)、労働の道徳的責務をシチズンシップの問題とみる視角である。チャドウィック自身、シチズンシップという言葉を使用しているわけではない。しかし、困窮者への転落、劣悪な居住環境、不衛生な都市環境を国力との関係で論じている箇所がある。人口活力の視点である。「人口の単純な算定はそれなりに意味があるが、人口活力の発展について判断する材料にはならない。人口活力の発展は、成人労働者の就業期間内にあつて生産的な産業のために十分な体力、熟練を有する成人の割合の増加によって知られる」のである<sup>27)</sup>。

人口活力の問題について、彼は多くの海外事例を参照している。たとえば、ジュネーブにおいては「国民の活力は人口の絶対数ではなく、労働のために十分な年齢と体力を有する者の相対数に左右される」という原則が確認されている。ヴィレルメに依拠しながら、生産的労働を遂行するに十分な体力の涵養は衛生状態と強い関係をもつという。ヴィレルメはフランス陸軍の新兵検査の結果をもとに、「20～21歳の男性はしばしば容姿、体質、健康状態から兵役に不適當であるケースがあり、その原因は彼らが製造工場の極貧階級の労働者であることにあつた」と報告していた。「軍役に適する100人の男性を確保するために、貧困階級は343人を必要とし、他方で良好な条件下にある階級では193人の徴兵で十分であつた」。同じような報告はイングランドにもみることができる。とりわけ若い世代の体力の劣化が著しかった。マンチェスターでは「地元出身であるか移住者であるかを問わず、もっとも重要な製造工場に雇用されている労働者についてみると、同じ仕事をしている息子たちは、その親にくらべて一般に体力が劣っている」ことが報告されている。バーミンガム周辺では「リストに記された631人の男子のうち、兵役を認められた者はわずかに238人にすぎなかつた」<sup>28)</sup>。

チャドウィックにとって、労働階級は地方名望家のパターナリスティックな被護の下におかれるべき劣格者ではない。労働階級は国力の支柱でさえある。その階級が劣悪な衛生状態のなかで生活し、しばしば伝染病の犠牲者になり、本人と家族が困窮者として依存生活へと転落する。『衛生報告』の基本問題はここにある。

有害な衛生環境が、その人口集団の労働力の強さと持続性に与える悪い影響は、最大の関心をもって検討されるべきものである。国の富の大部分は、この活力の適用によって確保される労働力から生み出されるのであり、この国の労働力が他の諸国を超えてどれほど優れているかを知っているのは、他の国々の人口のそれと実地的な比較を行なう手段をもっている人々のみである<sup>29)</sup>。

チャドウィックは、イギリスの労働者が「不屈のエネルギー」をもち、「我慢強く、疲れを知らず、生来勤勉である」と信じていた。こうした優秀な労働者を蝕みつつあったのが劣悪な衛生状態であった。シチズンシップを国家の正規の成員と定義すれば、困窮者への転落は、国力を支える名誉あるシチズンシップからの転落だということができる。

衛生状態の改善へ向けたチャドウィックの戦略はきわめて独創的かつ明快である。独創的であるというのは、彼が問題解決へ向けて動員した知識と技術のタイプについていえることであり、明快であるというのは、彼のロジックがきわめてシンプルな因果的推理によって構成されているということである。

『衛生報告』は医学調査をもとに書かれたものである。しかし、チャドウィックは問題解決のための知識と技術を医学には求めなかった。それどころか、彼は医学にたいしてきわめて敵対的な態度をとった。医学、より正確には投薬治療 (curative medicine) にたいする低い評価は、いわゆる救貧医療サービスにたいする所見の中にもみることができる。投薬治療は予防の思想と相容れないだけではない。安易に「豚肉、ワイン、ハム」を処方するその治療姿勢は、旧法下の救貧財政を圧迫する要因にすらなった。チャドウィックにいわせると、「イギリス医師会 (British Medical Association)」なるものは、すぐれた医学者を一人も含まない単なる利益集団にすぎない<sup>30)</sup>。

大陸諸国にくらべて予防医学が立ち後れていた段階でチャドウィックが投薬治療を中心とした医師の専門的知識、技術を軽蔑したことは、それなりに理解できる。しかし、衛生状態の改善は伝染病の流行と表裏の関係にあったはずである。医学的知見に依拠せずに彼はどのようにしてこの問題に接近していったのか。

伝染病の予防は、まずその原因を除去することにある。細菌理論以前の段階にあった当時において、伝染病の原因については様々な学説が並存していた。チャドウィックが信じていたのは瘴気説である。瘴気説は廃棄物の腐敗臭の中で病原が発生すると考える。排泄物、野菜屑、廃棄された動物の血液や肉片、これらが収集処理されることなく都市域に堆積し、あるいは河川を浮遊する。そこから生じる悪臭こそが伝染病の温床だと考えられた。瘴気説は素人の憶測にもとづいた俗説ではなかった。当時の有力な学説の一つである。

悪臭が病原であるとすれば、講ずべき措置の輪郭がはっきりしてくる。悪臭を滞留させる居住空間、作業空間にたいしては良好な換気が必要である。居住地域にオープンスペースをつくりだし、良好な外気の還流を確保することも考えられる。しかし、何よりも都市域内の随処に堆積された汚物を除去することなくしては、根本的な解決には至らない。もっとも安直な方法は清掃であろう。しかし、清掃は汚物の除去に時間がかかるだけでなく、「荷車による搬送」

のコストは膨大である。汚物の堆積をなくし、汚物を迅速かつ安価に都市域内から除去する方法は何か。チャドウィックの解答は適切な下水システムの構築であった。すでにロンドンを含め、いくつかの都市には下水設備があった。しかし、チャドウィックは既存の下水設備が、計画性と科学性をもたずに設置されたために、ほとんど用をなしていないと指摘する。これらの設備を設計した者は水位についての基本的知識をもたなかった。また、流体力学の知識を無視してつくられた大きな矩形の下水溝は、水位に関する無知と相まって、下水溝に滞留物を堆積させ、結局それが悪臭の原因になる<sup>31)</sup>。また、チャドウィックによれば、住居内の衛生状態は住居外の環境に規定される。「もっとも重要であり、もっとも即時的に実行可能な法的、行政的コントロールの範囲内にある欠陥は、主として人々の住居にたいして、その外部に存するものであり、基本的に下水施設の不備に出立する」<sup>32)</sup>。

すでに明らかのように、伝染病抑止の決め手となる衛生改革に必要な知識は、投薬治療を中心とする当時の医学ではなく、土木工学（civil engineering）に他ならなかった。巨大な矩形の下水溝が非効率的であることは自明であった。これに代えて、楕円形の断面をもつ比較的小さな口径の下水管を敷設する。これを少なくとも都市単位で統合的に設計、敷設する必要がある。ロンドンでは複数のローカルな下水組合が、無秩序に下水溝を敷設していた。こうした分権的なカオスを一掃し、集権化されたシステムを構築する必要がある。下水を都市単位の集中独占システムとして再編し、同時に、効率的に汚物の運搬を可能にするため、下水溝内に恒常的な水流を確保する。各家庭がこの下水システムに接続されれば、生ゴミや排泄物などありとあらゆるものが効果的に水流によって搬送される。家庭内にトイレを設置し、水流によって下水溝へ排泄物を送る工事を施せば、水洗式トイレが実現するだろう。

しかし、この解決策にはいま一つの問題があった。搬送された汚物はどうするのか。ロンドンの場合、長いあいだテムズ川へ放流する方法がとられていた。それによって、テムズ川は汚染し、悪臭の原因になっていた。そこでチャドウィックが注目したのは「廃棄物の経済的価値」である。

ごみには肥料としての価値がある。もしもこれに大きな需要が生まれれば、清掃の費用や料金も妥当な水準になると思われる。しかし、ロンドンではこれがむずかしい。レンガ造りに伴う石炭がら、その他の廃棄物についても、ロンドンでは荷車による運搬費用が高いために、その費用の半分をさえ賄うことができない<sup>33)</sup>。

下水システムならば、それが可能である。「効果的な下水施設は、稀釈された肥料を運搬し、また効果的な灌漑が行なわれるために、拡充されなければならない」。要するに、廃棄物・汚物は稀釈された肥料である。そうした肥料の需要がある地域にまで下水溝を拡張することで、下水システムは完結する。チャドウィックはこれを「動脈＝静脈システム（the arterial-venous system）」と呼んだ。

血液循環に類比された都市衛生体系の構想そのものは、チャドウィックの独創ではない。独創的であったのは、すでに述べたように、困窮予防という政策課題にこれらの土木工学の知識

と技術を連結しようとしたその発想である。流水による循環型下水システムには、すでに先駆的な事例があった。チャドウィックはこれを、おそらく技術者なら思いもつかない政策分野に応用しようとしたのである。残念ながら、チャドウィックの構想が行政施策として実を結んだのは、ごくわずかな地域においてである。既得権益をもつ古い下水組合は、新しい下水道システムの導入に抵抗した。新下水道システムを導入した地方都市では、敷設工事の技術的失敗によって下水管が破裂し、時を同じくしてこの地域をコレラが襲った。チャドウィックのプランの評判は惨澹たるものになった。加えて「ごみの経済的価値」についての見通しも、裏切られることになる。ちょうどこの頃から化学肥料の生産と普及が始まり、「ごみの経済的価値」は下落する一方だったからである。

このように、『衛生報告』は、その後の公衆衛生分野の運動の改革の草分け的な意義をもつが、チャドウィック自身は決してこの政策領域における成功者だったとは言えない。しかし、この報告は、政策過程における知識戦略の面で興味深い側面をもっている。因果的推理の転換による問題の再定義および解決オプションの変更である。

チャドウィックによる困窮問題の取り組みの最初の成果である1834年答申は、先にみたように、効用最大化的な人間行動モデルをもとに、困窮者およびその予備軍の個人的動機に作用する制度デザインを打ち出した。その背後には、困窮の原因を不摂生、浪費、不思慮、怠惰など、要するに個人の道徳的資質の欠陥に求める見方が伏在していた。そうであればこそ、救貧院の抑止効果にさえ反応しない者については、懲罰的な奈落に追いやること以外に選択肢を発見できなかったのである。しかし、上にみた通り、チャドウィックには、すでに1834年答申の準備段階で、困窮を社会環境との関連で捉える別の因果的推理をみることができる。それだけではない。ラベルジュが明らかにした通り、フランス衛生学に学びつつも、チャドウィックは疾病と困窮の関係について、フランス衛生学とは逆の因果的推理を行なっている。すなわち、フランス衛生学が困窮を疾病の原因だとしていたのに対し、チャドウィックにとって困窮は疾病の結果である。困窮を疾病の原因とする見方は、当時の一般的な通念でもあった。しかし、

伝染病の原因について綿密な調査が進めば進むほど、伝染病罹患を引き起こすものは一般に極度の困窮状態であり、したがって金銭的な補助をしさえすれば伝染病はたちまちにして消滅するだろうといった憶測の根拠は掘り崩されてきている。…農村部であれ商業の盛んな地域であれ、国中のどの地域をとってみても、事例の大半から言えることは、熱病は常雇用の労働者たちを襲っているのであって、熱病の罹患が困窮を生み出すのであり、困窮が熱病を生み出すのではない<sup>34)</sup>。

チャドウィックも不節制をはじめとした道徳的墮落が困窮や疾病と関係づけられることを否定しているわけではない。しかし、一般に諸悪の根源とみなされたこうした道徳的墮落すら、これを生み出す原因をもつことを強調し、住環境やそこから生み出される習慣こそが根源的な原因である可能性を指摘している。すなわち、「排水設備の欠如」のために、「湿気および沼沢

地より発生する瘴気」が「強い酒類への抗いがたい誘因となり、そうした酒類の摂取」を引き起こすのである<sup>35)</sup>。

このように、1834年答申と『衛生報告』の関係はもはや明らかであろう。両者を貫く共通の問題は困窮者問題である。しかし、二つの文書の目標と手段は大きく異なっている。前者は救貧税高騰による財政危機の打開を目標とし、救貧院を中心とする抑止策が手段である。これにたいして、後者は困窮の根源的な解消を目標とし、下水処理システムを中心とした公衆衛生改革がその手段として位置づけられていることが分かる。その根底にあったのが、因果的推理の逆転および根源的な原因への遡及といった知識戦略の転換だったといえるだろう。

### むすびにかえて

ベンサムが1797年に書いた草稿「ウィリアム・ピット提案の救貧法案についての所見 (Observations on the Poor Bill, introduced by the Right Honourable William Pitt)」を印刷する際に付せられた「緒言」の中で、チャドウィックは1834年法を「科学としての経済学の原理に立脚した大立法の嚆矢」とであると記している<sup>36)</sup>。ここで科学的な立法と呼ばれているのは、旧救貧法の執行単位である教区の実態を調査し、そこで得られた知見をもとに、リベラルな「政治経済学」の原理に立脚した新制度——劣等处遇原則によって公的救助の制度利用を抑止し、それによって独立労働生活の開始・持続の動機をつくりだす制度——をデザインするプロジェクトのことである。ただし、効用最大化的な人間行動モデルの「有用性」については認識が共有されていたものの、チャドウィックとその周辺の伝統的な統治エリートとの間には、こうしたリベラルな「政治経済学」の原理を救貧行政改革の領域でオペレートするさいの方向性に大きな溝があった。保守派の政治的テイストに沿って解釈された「政治経済学」によると、文明社会は人々の趣味を高度化する。それだけに人々の自己保存意欲を刺激することも容易である。非文明社会にあっては、生死の淵に追い込まなければ人々の行動を制御できないが、文明社会においては「品位」の喪失が強い恐怖感を生み、その恐怖感を操作することで人々の行動が制御される。労働能力ある困窮者にまで救助の対象を広げてしまった旧救貧法の悪弊を是正するためには、救助・救済の方法と水準を操作すればよい。すなわち、その条件を道徳的自尊心や品位を毀損する程度にまで引き下げればよい。保守派の構想は、ある意味でここで完結する<sup>37)</sup>。

しかし、チャドウィックの構想はそうではなかった。彼には市場の勝者と敗者の区別を神の摂理によって正当化し、「もたざる者」の不遇な状態——その最たるものが困窮状態である——を神による懲罰とみなす視点はない。彼の見通しは楽観的にすぎる感さえある。1834年答申が「抑止的施策」を中心に構成されているのにたいし、チャドウィックは、刊行されることはなかったものの、付帯的な施策をいくつか用意していた。すでに答申の準備段階で彼は、「困窮状態にある人口集団の健康状態」に関心をもち、「不衛生な住環境、過渡の虚弱体質、死亡率」の相互関係に着目し、「住居の改善に金を使う方が経済的だ」と述べている。また、浪費が困窮の要因であるといった当時の一般的な見解についても、「公園、動物園、美術館、劇

場」などを設置する、すなわち過渡の飲酒などの自己破壊的悪習慣に代わる娯楽を制度化することによって解決できるといった楽観的な見通しを示している。高い所得と技術を生み出すのは教育であって、それらの欠如が貧困、犯罪、そして救貧院への収容を帰結させるのである<sup>38)</sup>。ここにみられるのは、困窮予防の視点である。困窮状態への転落が運命や宿命であれば予防は不可能である。独立労働生活を営む可能性と潜在力をもっているからこそ予防には意味がある。救貧院に収容された児童にたいする教育をめぐる地方社会との対立は、こうした可能性と潜在力の評価の相違によるものである。

上にみたように、『衛生報告』においてチャドウィックは知識戦略の転換をはかり、困窮問題の再定義を試みた。なぜ再定義が必要だったのだろうか。1843年答申とこれをもとに制定された新救貧法、そして新法執行へと進む過程において、厳格だったはずの新しい困窮者救済制度が次第に弛緩していった。新法はそれなりの効果をあげたものの、救貧院を困窮者再生施設として位置づけたチャドウィックの原イメージは、地方名望家の抵抗によって寸断され、抜本的な行政革新も挫折した。あくまでも個人的動機への働きかけによって、独立労働生活への復帰と持続を促そうとするリベラル「政治経済学」の知識戦略は、依存的困窮状態を根本的に解消するためのさらなる政府のアクションを正当化できないことは明らかであった。チャドウィックに知識戦略の転換を選択させたのは、そうした閉塞的な状況だったと言えるであろう。

#### 注

- 1) チャドウィックはジャーナリストであった父ジェームズと家庭教師によって教育された。大学での教育を経験しなかったことで、彼は生涯、伝統的エリートとその古典的教養に反感をもち続けたと言われる。法律家をめざした彼は18歳で事務弁護士の事務所で行行を開始し、その後、法廷弁護士となるべく法学院（インナー・テンプル）で学ぶ機会を得る。法学生時代の彼の生活は苦しく、半ば「売文業者」のように新聞・雑誌に記事や論説を書いて生計を維持していたと言われる。法学院で学んだことは、法律家としての修練以上の意味をもっていたようである。学院の界限には外科カレッジがあった。そこで、若い外科医たちと親交を結び、その知的関心は法律以外の領域——社会問題へと拡大していった。1828年にチャドウィックの最初の著作が刊行された。これは『ウェストミンスター・レビュー』に掲載された「生命保険」に関する論文であり、のちの公衆衛生問題への関心がすでにこのときからあったことがわかる。チフスに関する個人調査を行なっていることから明らかなように、この関心は若い外科医の友人たち、そして彼らから学んだ大陸予防医学によって培われたものである。さらに1829年には「予防警察」に関する論文が『ロンドン・レビュー』に発表された。予防警察論はベンサムに注目を得て、彼はベンサム・サークルに加わり、私設秘書としてベンサムに仕えることになる。なお、小論が依拠したチャドウィックの伝記的研究は以下の通りである。S.E. Finer, *The Life and Times of Sir Edwin Chadwick*, London: Methuen, 1952; R.A. Lewis, *Edwin Chadwick and the Public Health Movement 1832-1854*, London: Longmans, Green and Co., 1952; Anthony Brundage, *England's Prussian Minister: Edwin Chadwick and Politics of Government Growth, 1832-1854*, The Pennsylvania State University Press, 1988 (廣重準四郎・藤井透訳『エドウィン・チャドウィック——福祉国家の開拓者』、ナカニシヤ出版、2002年)。
- 2) ただし、1834年の王立救貧法問題調査会答申に盛りこまれたアイデアは、必ずしもチャドウィックの

- 独創であったわけではない。1790年のいわゆる「食糧危機」をきっかけに、救貧法は常に問題であり続け、救貧法の廃止をふくめたさまざまな議論が展開されており、1832年の王立調査会に先だって、数次にわたり議会（庶民院・貴族院）調査委員会が設置されている。1834年答申の基本的な枠組と争点は、すでに1817年の庶民院救貧法問題調査会によって提起されていたものである。J.R.Poynter, *Society and Pauperism: English Ideas on Poor Relief, 1795-1834*, London: Routledge and Kegan Paul, 1968, p.4.
- 3) *Report to Her Majesty's Principal Secretary of State for the Home Department from the Poor Law Commissioners on an Inquiry into the Sanitary Condition of the Labouring Population of Great Britain*, London, 1842, ed.and introduction by M.W. Flinn, Edinburgh: Edinburgh University Press, 1965. 以下、引用に際してはSRと略記する。
- 4) 王立調査会調査会答申のもう一人の執筆者である経済学者ナソー・シニアもまた集権化の構想をもっていた。彼は、政治経済クラブの会合で、救貧行政の財源である救貧税の国税化の可能性について言及している。S. Leon Levy, *Nassau W. Senior, 1790-1864: Critical Essayist, Classical Economist and Adviser of Government*, Devon : David and Charles, 1970. p.50.
- 5) *Finer*, pp.117-118.
- 6) Martin J. Wiener, 'The Unsolved State: Twentieth-century politics in the writing of nineteenth-century history', *Journal of British Studies*, 1994.
- 7) すでに古典的なものになったが、こうした修正主義的な見解は19世紀イギリスの「行政革命」のプロセスと構造分析から生まれたものである。「行政革命」による「政府の成長」の推進力には二つある。一つは理論的推進力であり、たしかにベンサム主義的な行政観は「公論」の変化へ向かう扉を開いたといえる。しかし、それ以上に重要だったのは、政治的推進力と技術的推進力である。すなわち、開いた扉の向こう側へ進もうとする政治的な意図と意思をもった人々の存在である。さらに、知識の発展が重要な役割を果たす。チャドウィックが多用した初期段階の社会統計とそのスキル、さらに組織された執行機関で働く専門家集団の存在である。これに関連するマクドナーの研究は以下の通り。Oliver MacDonagh, 'Delegated legislation and administrative discretions in the 1850s: a particular study', *Victorian Studies*, vol.2, no.1, 1958; 'The nineteenth century revolution in government: a reappraisal', *Historical Journal*, vol.1, no.1, 1958; *Early Victorian Government, 1830-1870*, London: Weidenfeld and Nicolson, 1977; 'Coal mines regulation: the first decade, 1842-1852', in R. Robertson (ed.), *Ideas and Institutions of Victorian Britain: Essays in Honour of George Kiston Clark*, London: Bell, 1967. 行政発展史理解に関するマクドナーのモデルに対する批判としては、Jenifer Hart, 'Nineteenth-century social reform: A Tory interpretation of history', *Past and Present*, 31がある。
- 8) ここで保守派の見解として想定しているのは、リベラルな政治経済学の特殊な形態としての「キリスト教政治経済学」とこれに立脚した救貧法改革論である。この潮流の特徴はアダム・スミスの「自然的自由の体系」としての市場社会論との対比によって明らかになる。スミスにとって市場は資源の最適配分機構であり、この機構は、各自の自己改善意欲と才能を発揮するチャンスを開放することにより、一般的な富裕化の可能性を開くものであった。スミスの理論もまた富者と貧者の格差構造の解消を説いたわけではないが、「キリスト教政治経済学」は、「もてる者」と「もたざる者」の区別を強調し、富と美徳の連鎖関係を「もてる者」に限定した上で、貧者——市場の失敗者——の境遇そのものを摂理による一種の懲罰とみなした。市場のメカニズムは「報酬と懲罰」を配分する神の摂理であるとし、神学的なレトリックによって市場のメカニズムとその帰結を正当化した。富は美徳の証であり、富の不在（貧困と困窮）は美徳の欠落を意味する。富も美徳も「もたざる者」は、政府によって命令され、禁止され、抑止されなければならないのである。See Peter Mandler, 'Tories and Paupers: Christian Political Economy

- and the Making of Nre Poor Law', *Historical Journal*, 33-1, 1990.
- 9) ベンサムの構想については、拙稿「ベンサムの救貧事業論——その営利化と規律主義をめぐって」(『法学新報』、中央大学法学会、第107巻3・4号、2000年)を参照されたい。
  - 10) チャドウィックがすべての院外救済を禁止する通達(1835年)を出したのはそのためである。この種の通達は何度も出されたが、正委員の例外許可によって骨抜きにされた。院内救済だけを認めるワークハウス・テストも、これらの例外許可によって院外労働テストへと変容していった。すなわち、院外での労働を引き受けることが救済の条件となっていた。Finer, pp.120-122; Brundage, pp.45-46.
  - 11) Brundage, pp.52-53.
  - 12) E. Halevy, *A History of the English People in the Nineteenth Century*, 1927, p.292
  - 13) Brundage, pp.45-46.
  - 14) アンダーヴァー連合区の救貧院は、新法の厳格な適用例として有名であった。この救貧院の収容者たちは家畜の骨を砕いて農業用肥料を製造する作業を課せられていた。退役軍人が院長であったこの施設では、劣等処遇原則にしたがって収容者に極度の粗食を強いていた。1845年、空腹にたえかねた収容者たちは、作業用の家畜の骨をしゃぶらざるを得ないまでに虐待されていたことが、報道によって明らかにされた。また、隣接する墓地から骨を掘り出して口にしていた収容者もいたとされる。Finer, pp.267ff; Lewis, p.139; Brundage, p.115)。
  - 15) Chadwick to Lord Lansdowne, 2 Dec 1839, cited in Finer, p.153
  - 16) 教育・教化による無知の克服という視点がリベラル・トーリー派の「政治経済学者」になかったわけではない。ホワットリは労働階級にたいする「政治経済学」の普及に熱心であった。ホワットリは「政治経済学」の原理を効果的に浸透させるために、経済学の教材を作成し出版した。ホワットリの経済学教材は、小説を除けば、19世紀でもっともよく読まれた書物であった。ホワットリの経済学啓蒙活動については、以下を参照。J.M. Goldstrom, 'Richard Whateley and political economy in school books, 1833-80', *Irish Historical Studies*, vol.15, 1966.
  - 17) Finer, pp.120-122; Brundage, pp.45-46.
  - 18) Finer, p.119.
  - 19) Finer, pp.188-190.
  - 20) Finer, pp.207-209.
  - 21) Lewis, p.33.
  - 22) *Westminster Review*, 1828, p.413. また、チャドウィックとフランス衛生学との関係については以下を参照。Ann F. La Berge, 'The Early Nineteenth-Century French Public Health Movement: The Disciplinary Development and Institutionalization of Hygien Publique', *Bulletin of History of Medicine*, vol.58, 1984; 'Edwin Chadwick and the French Connection', vol.62, 1988.
  - 23) 'The Principles and Progress of the Poor Law Amendment Act', *Edinburgh Review*, 1836. これについては、Finer, pp.124-125.
  - 24) Finer, pp.155-156.
  - 25) Finer, pp.156-157.
  - 26) Finer, p.163.
  - 27) SR, p.296.
  - 28) SR, pp.296-297.
  - 29) SR, pp.297-298.
  - 30) Finer, pp.156-158, 159-160, 190, 218; Lewis, pp.76-78.

エドウィン・チャドウィックと困窮および衛生問題（重森）

- 31) 『衛生報告』のⅡがこれらの分析にあてられている（SR, pp.107-135）。
- 32) SR, p.118.
- 33) SR, pp.118-119.
- 34) SR, p.210.
- 35) SR, p.196.
- 36) *The Works of Jeremy Bentham*, edited by John Bowring, Edinburgh, 1843, vol.viii, p.440.
- 37) Mandler, 1990.
- 38) *Finer*, 69-70.